

第4節

少年の非行防止と健全育成

1 少年非行の概況

(1) 少年非行情勢

平成20年中の刑法犯少年の検挙人員は、5年連続で減少し、昭和31年以来52年ぶりに10万人を下回った。また、刑法犯総検挙人員に占める少年の割合は11年連続で減少し、昭和33年以来50年ぶりの低い割合となった。しかしながら、同年齢層人口1,000人当たりの刑法犯少年の検挙人員は成人の5.2倍で、いまだ高い水準にある。

平成20年中の触法少年の補導人員は前年より減少したものの、いまだ予断を許さない状況にある。不良行為少年の補導人員は前年より減少したものの、14年以降100万人を超える状態が続いている。

- ・ 20年中の刑法犯少年の検挙人員… 9万966人（前年比1万2,258人（11.9%）減少）
- ・ 20年中の刑法犯総検挙人員に占める少年の割合…26.8%（前年比1.4ポイント低下）
- ・ 20年中の同年齢層の人口1,000人当たりの刑法犯少年の検挙人員…12.4人（前年比1.4人減少）

図 1-55 刑法犯少年の検挙人員・人口比の推移（昭和24～平成20年）

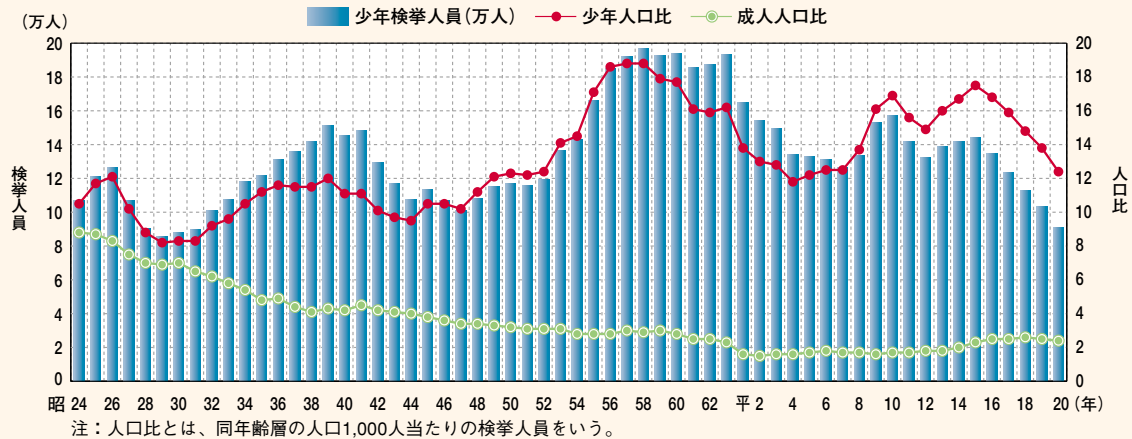


表 1-24 触法少年（刑法）の補導人員の推移（平成11～20年）

区分	年次	11	12	13	14	15	16	17	18	19	20
補導人員（人）		22,503	20,477	20,067	20,477	21,539	20,191	20,519	18,787	17,904	17,568
凶悪犯		173	174	165	144	212	219	202	225	171	110
粗暴犯		1,507	1,869	1,696	1,613	1,467	1,301	1,624	1,467	1,425	1,347
窃盗犯		16,968	14,840	14,128	14,257	14,448	13,710	13,336	11,945	11,193	11,356
知能犯		21	30	37	31	39	46	57	63	55	65
風俗犯		81	95	110	131	132	116	116	117	138	137
その他の刑法犯		3,753	3,469	3,931	4,301	5,241	4,799	5,184	4,970	4,922	4,553

表 1-25 不良行為少年の補導人員の推移（平成11～20年）

区分	年次	11	12	13	14	15	16	17	18	19	20
補導人員（人）		1,008,362	885,775	971,881	1,122,233	1,298,568	1,419,085	1,367,351	1,427,928	1,551,726	1,361,769
深夜はいかい		328,248	307,112	370,523	475,594	577,082	669,214	671,175	719,732	795,430	732,838
喫煙		492,372	417,053	437,988	480,598	542,214	575,749	545,601	557,079	602,763	497,658
その他		187,742	161,610	163,370	166,041	179,272	174,122	150,575	151,117	153,533	131,273

(2) 平成20年中の少年非行の主な特徴

① 刑法犯少年

平成20年中に検挙した少年の包括罪種別検挙人員は表1-26のとおりであり、風俗犯を除き、いずれも前年より減少した。一方、少年による重大な事件が続発し、社会の注目を集めた。

表 1-26 刑法犯少年の包括罪種別検挙人員の推移（平成11～20年）

区分	年次	11	12	13	14	15	16	17	18	19	20
総数(人)		141,721	132,336	138,654	141,775	144,404	134,847	123,715	112,817	103,224	90,966
凶悪犯		2,237	2,120	2,127	1,986	2,212	1,584	1,441	1,170	1,042	956
粗暴犯		15,930	19,691	18,416	15,954	14,356	11,439	10,458	9,817	9,248	8,645
窃盗犯		86,561	77,903	81,260	83,300	81,512	76,637	71,147	62,637	58,150	52,557
知能犯		561	584	526	632	784	1,240	1,160	1,294	1,142	1,135
風俗犯		409	429	410	347	425	344	383	346	341	389
その他の刑法犯		36,023	31,609	35,915	39,556	45,115	43,603	39,126	37,553	33,301	27,284

事例 ①

無職少年（18）は、20年1月、実母、実弟及び実妹の頸部等をナイフ様のもの^{ばい}で突き刺すなどして殺害し、自宅に放火した。同月、殺人罪、現住建造物等放火罪等で逮捕した（青森）。

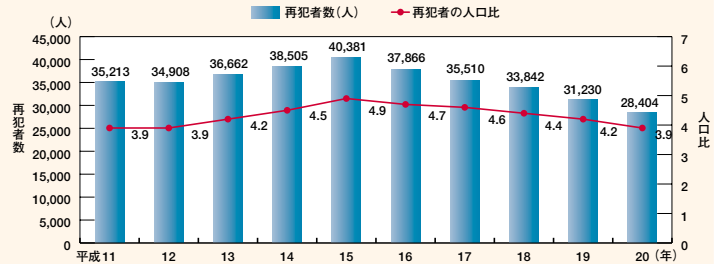
事例 ②

無職少年（18）は、20年3月、駅構内において列車を待っていた者を背後から突き飛ばして線路上に転落させ、入線してきた列車にはねさせて殺害した。同月、少年を殺人罪で逮捕した（岡山）。

② 再犯者

20年中の刑法犯少年の再犯者数は、5年連続で減少した。また、再犯者の人口比^注も同様に減少しているが、成人の再犯者の人口比（1.1）の3.6倍となっている。

図 1-56 刑法犯少年の再犯者数及び再犯者の人口比の推移（平成11～20年）



コラム ④ 少年審判傍聴制度の導入について

Column

少年法の一部改正により、20年12月から、殺人事件等の一定の重大事件の被害者等が少年審判を傍聴できることとされた。具体的には、対象事件の被害者等が傍聴を希望し、少年の健全な育成を妨げるおそれなく相当と家庭裁判所が判断した場合に傍聴が許可されることとなっている。

警察では、家庭裁判所や検察庁等と連携し、被害者等への当該制度の周知を図るとともに、被害者等の傍聴希望を把握した場合には、確実に家庭裁判所へ伝達することにより、少年審判傍聴制度の円滑な運用と被害者等の権利保護に努めている。

注：同年齢層の人口1,000人当たりの再犯者数

2

総合的な少年非行防止対策

(1) 少年サポートセンターの活動

警察では、全都道府県警察に少年サポートセンターを設置し^(注)、少年補導職員を中心に、学校、児童相談所その他の関係機関・団体と緊密に連携しながら、総合的な非行防止対策を行っている。

① 少年相談活動

少年や保護者等からの悩みや困りごとの相談に応じており、心理学や教育学の専門知識を有する職員や少年非行問題を取り扱った経験の豊富な職員が、親身に指導・助言を行っている。また、気軽に相談できるよう、フリーダイヤルの電話や電子メールでも相談に応じている。

② 街頭補導活動

少年非行を抑止し、健全な育成を図るためには、非行に至らない段階で適切に対処することが必要である。

警察では、少年のい集する繁華街、学校周辺、通学路、公園等において、学校その他関係機関やボランティア等地域住民と共同で街頭補導活動を実施している。

③ 継続補導、立ち直り支援等

少年相談や街頭補導活動を通じてかかわった少年に対し、家庭、学校、交友関係等が改善されるまで、本人や保護者等の申出に応じて、面接、家庭訪問、社会奉仕活動への参加等を通じて立ち直りに向けた指導・助言を行っている。また、いじめや性犯罪の被害を受けた少年に対しては、継続的に悩みを聞いたり、カウンセリングを行ったりしている。

④ 広報啓発活動

学校で非行防止教室、薬物乱用防止教室等を開催するとともに、地域住民や少年の保護者が参加する非行問題に関する座談会を開催するなどして、少年非行・犯罪被害の実態や少年警察活動についての理解を促している。

図 1-57 少年サポートセンター



事例

佐賀県警察では、大学生を少年サポーターとして委嘱し、問題を抱える少年との料理作り、スポーツ交流、ボランティア活動等を通じて、少年の居場所づくりと立ち直り支援を行っている。



少年サポーター

注：平成21年4月1日現在、全国に197か所（うち警察施設以外68か所）の少年サポートセンターが設置されている。

(2) 学校その他関係機関との連携確保

① 少年サポートチーム

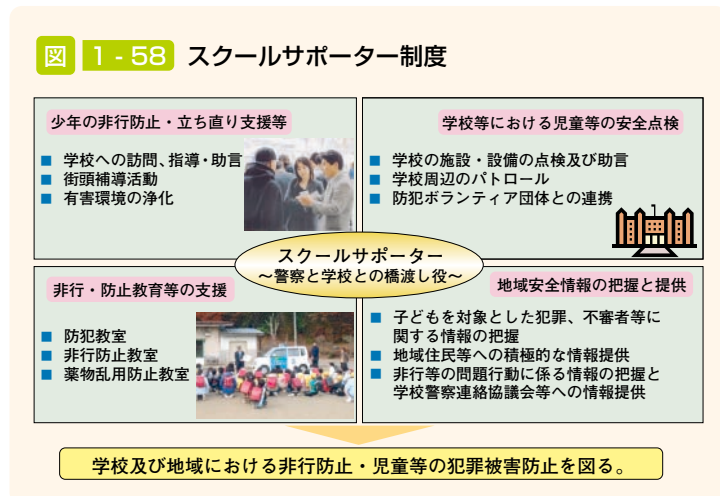
個々の少年の問題状況に応じた的確な対応を行うため、学校、警察、児童相談所等の担当者から成る少年サポートチームを編成し、それぞれの専門分野に応じた役割分担の下、少年への指導・助言を行っている。また、少年サポートチームの効果的な運用を図るため、警察庁と文部科学省が合同で、都道府県警察や関係機関・団体の実務担当者等による協議会を実施している。

② 学校と警察との連携

教育委員会等と警察との間で締結した協定等に基づき、非行少年等問題を有する児童・生徒に関する情報を学校と警察が相互に通知する「学校・警察連絡制度」が、平成21年4月1日現在、全都道府県で運用されている。また、警察署の管轄区域や市区町村の区域を単位に、全都道府県で約2,500の学校警察連絡協議会が設けられている。

③ スクールサポーター

スクールサポーター制度とは、警察官を退職した者等を警察署等に配置し、学校からの要請に応じてこれらの者を学校に派遣し、学校における少年の問題行動等への対応、巡回活動、相談活動、児童の安全確保に関する助言等を行う制度である。21年4月1日現在、41都道府県で導入され、約500人が配置されている。



(3) 少年警察ボランティアとの連携

警察では、平成21年4月1日現在、全国で少年補導員^(注1)約5万3,000人、少年警察協助力員^(注2)約400人、少年指導委員^(注3)約6,800人等の少年警察ボランティアを委嘱しており、協力して街頭補導活動その他少年の健全育成のための活動を推進している。



少年警察ボランティアの街頭補導出陣式

(4) 少年事件対策

警察では、少年事件特別捜査隊等を編成して捜査員を集中投入するなど、少年事件の捜査体制を充実・強化している。また、警視庁及び道府県警察本部に少年事件指導官を設置し、少年の特性や少年審判の特質を踏まえた少年事件捜査・調査が行われるよう、警察署等への指導を行っている。

注1：街頭補導活動、環境浄化活動を始めとする幅広い非行防止活動に従事している。

注2：非行集団に所属する少年を集団から離脱させ、非行を防止するための指導相談に従事している。

注3：風営適正化法に基づき、都道府県公安委員会から委嘱を受け、少年を有害な風俗環境の影響から守るための少年補導活動や風俗営業者等への助言活動に従事している。